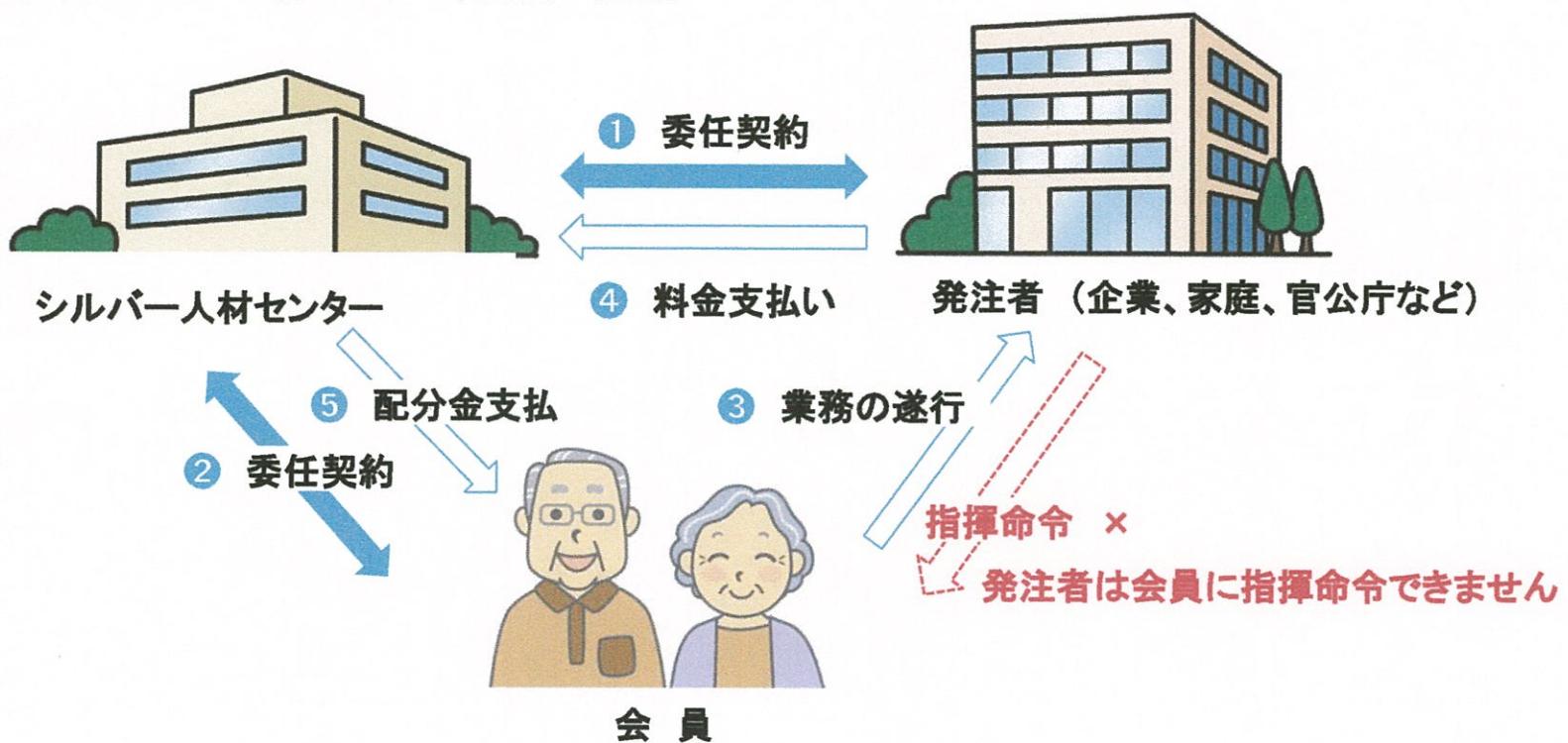


(2) 委任

- シルバーパートナーセンターが、発注者から業務を受注し、その業務を会員に委任する方法により行う形態です。
- シルバーパートナーセンターは、発注者と事務の実施を目的とした委任契約を締結し、その事務の実施を目的とした委任契約を会員と締結して、業務を実施します。
- 会員は委任を受けた事務の実施を自らの裁量で行うため、発注者は会員に指揮命令できません。

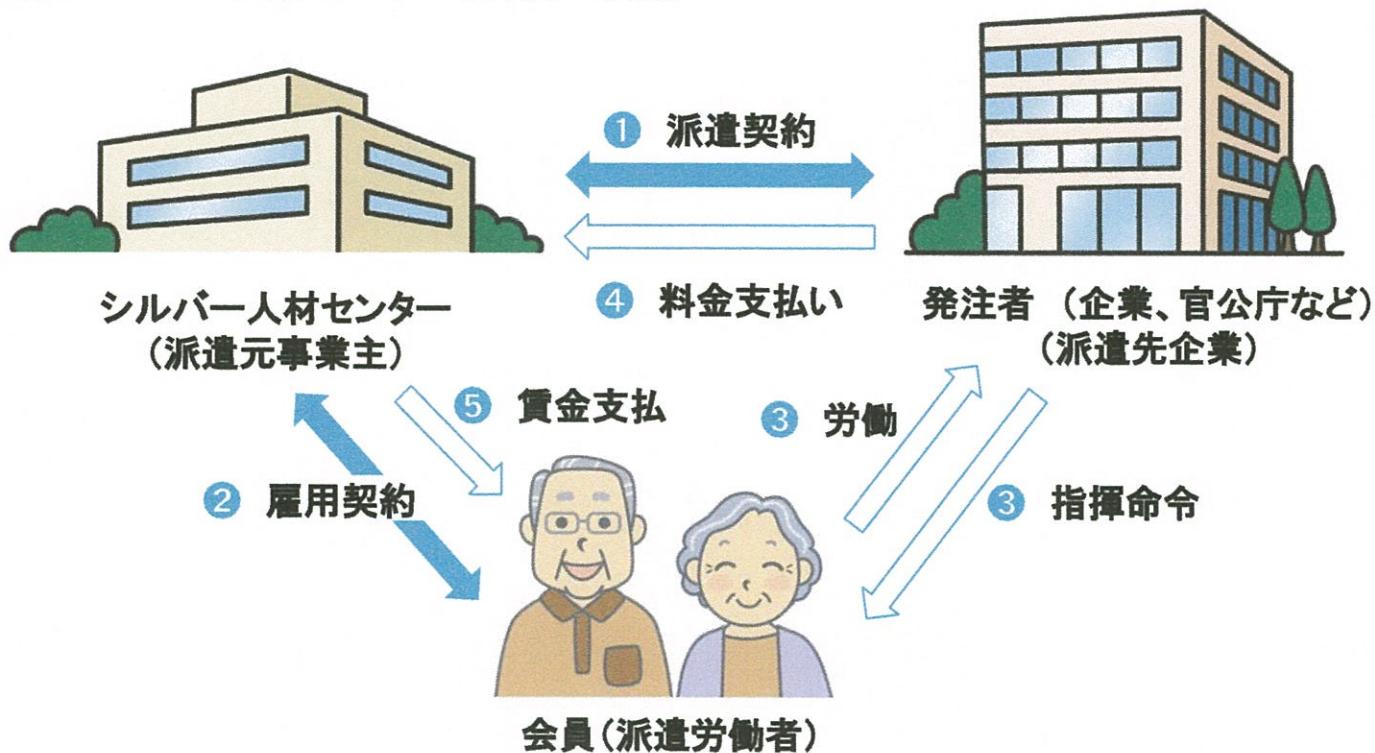
○ 発注者、シルバーパートナーセンター、会員の関係



(3) 派遣

- シルバー人材センターが、発注者から業務を受注し、会員を発注者の事業所などに派遣する方法により業務を行う形態です。
- シルバー人材センターは、発注者と労働者派遣契約、会員と雇用契約を締結して、会員を発注者の事業所などに派遣します。
- 会員が発注者の指揮命令を受けて働くことが目的となりますので、発注者は会員に指揮命令できます。

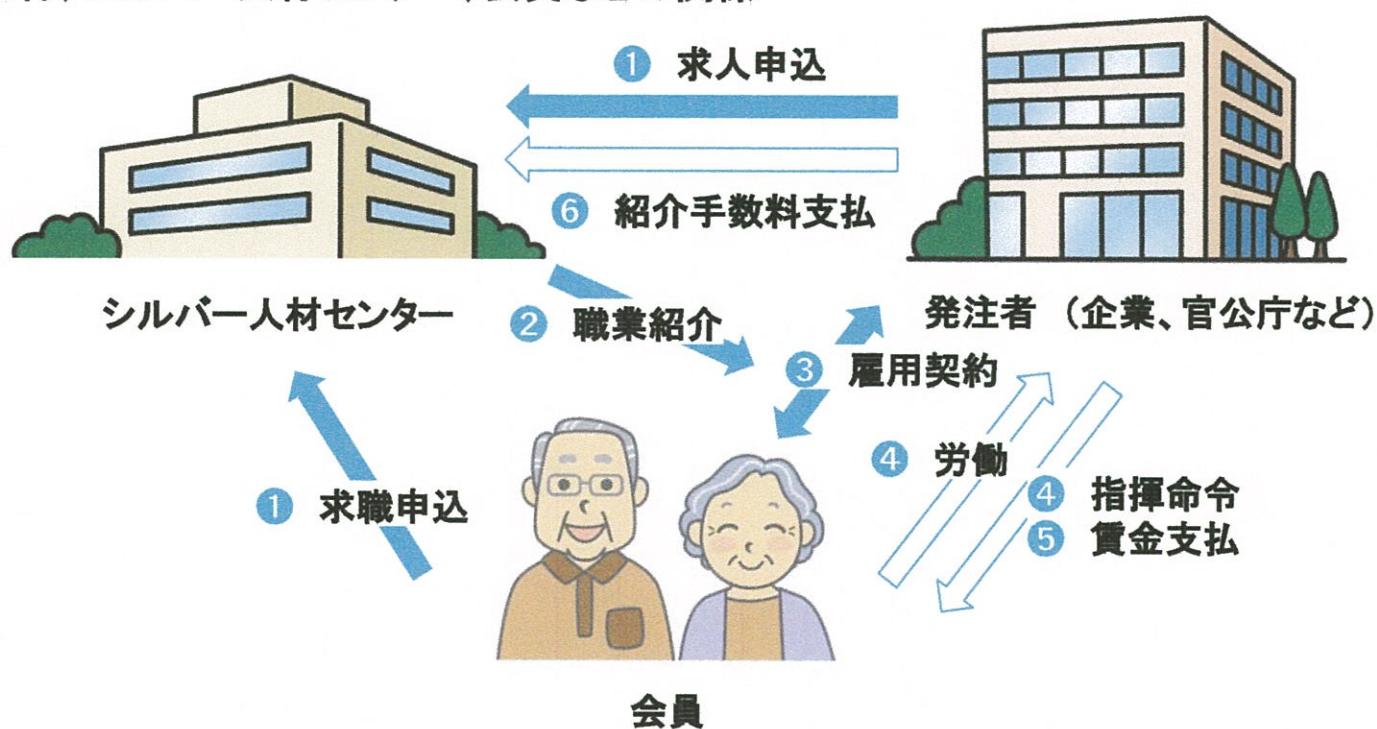
○ 発注者、シルバー人材センター、会員の関係



(4) 職業紹介

- シルバー人材センターが、会員など(*)を発注者に職業紹介し、発注者が職業紹介された会員を雇用して業務を行う形態です。
- シルバー人材センターは、発注者、会員などから求人、求職申込を受け、会員などを発注者に職業紹介します。

○ 発注者、シルバー人材センター、会員などの関係



* 会員および会員以外の高齢者。職業紹介は会員以外の地域の高齢者も対象としています。

(5) 就業形態別の主な相違点

	請負	委任	派遣	職業紹介
目的	会員が業務を完成させること	会員が業務を実施すること(業務の完成は目的でない)	会員が発注者の指揮命令に従い労働すること	会員などが発注者の指揮命令に従い、労働すること
会員の雇用	会員は雇用されない	会員は雇用されない	シルバーハンモックセンターが会員を雇用する	発注者が会員などを雇用する
指揮命令	会員は請負った業務を自らの裁量で完成させるため、発注者は会員に指揮命令できない	会員は委任された業務を自らの裁量で処理するため、発注者は会員に指揮命令できない	発注者は会員に指揮命令できる	発注者は会員などに指揮命令できる

(6) 就業形態別の主な業務例

請負	仕事の完成を目的とする業務 (清掃、除草、植木の剪定、宛名書き、障子・ふすま張りなど)
委任	仕事の完成ではなく仕事の実施を目的とし、発注者の指揮命令が必要ない業務 (観光ガイド、高齢者の見守り、話相手、留守番など)
派遣	発注者の指揮命令が必要な業務 (*1) (デイサービス利用者の送迎などの自動車運転、スーパーマーケットでの品出し、調理、介護補助、保育補助など)
職業紹介	発注者の指揮命令が必要な業務 (*1) (業務例は派遣と同じ)

* 1 派遣と職業紹介は、ともに発注者の指揮命令が必要な業務に対応するものですが、発注者が自ら勤怠管理などを行いながら会員を業務に従事させたい場合、職業紹介により対応し、シルバーハンターが勤怠管理などを行う会員を業務に従事させたい場合、派遣により対応することとなります。

* 2 派遣で、港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院などにおける医療関連業務などは行えません。

(7) 業務別の留意事項

- 送迎バスなどの運転業務

利用者の都合などにより運転ルートを変更する場合に、会員が発注者から指示を受け、会員と発注者の間に指揮命令関係が生じる場合などがあるため、請負、委任ではなく派遣、職業紹介により行う必要があります。

- スーパー、ホームセンターなどの店内業務(レジ打ち、品出し、惣菜調理、パック詰めなど)

会員と店舗の職員(発注者)が混在して業務を行い、会員が発注者から指示を受け、会員と発注者の間に指揮命令関係が生じる場合などがあるため、請負、委任ではなく派遣、職業紹介により行う必要があります。

- 保育施設での補助業務(園児の受け入れ・引き渡し、保育士補助など)、介護施設での補助業務(食事の配膳、入浴準備、職員補助など)

会員と施設の職員(発注者)との間に指揮命令が生じるため、請負、委任ではなく、派遣、職業紹介により行う必要があります。

* 上記以外の業務においても、会員と発注者との間に指揮命令関係が生じる場合は、請負、委任ではなく、派遣、職業紹介により行う必要があります。